

# 自治基本条例策定に向けての提言書

市民がきめる まちのあり方  
市民がきめる まちのあり方

平成22年7月

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会

## 目次

### はじめに

- 1 自治基本条例の策定を提言するに至った経緯
  - (1) 時代背景
  - (2) 「まちのあり方」を定める必要性
  - (3) ふじみ野市の現状
  - (4) 自治基本条例とは
  
- 2 市民検討組織のあり方
  - (1) 市民検討組織の作り方
  - (2) PR活動（組織立ち上げ前）
  
- 3 条例案策定の視点
  - (1) 市民検討組織の構成
    - ①部会構成例
    - ②審議会などの必要性
  - (2) 条例案の策定方法
  - (3) 市議会との関わり方
  - (4) 行政との関わり方
    - ①市との関係
    - ②市職員との関係
  - (5) 条例の名称について
  - (6) PR活動（組織立ち上げ後）
  - (7) 関係組織等との関わり方
  - (8) 条例策定計画（案）

### 資料

#### 会議経過

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会設置要綱

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会名簿

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会設置に関する内規

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会名簿

はじめに

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会は、ふじみ野市の「まちのあり方」を定める条例（いわゆる自治基本条例）を策定するにあたり、どのように市民参画を求めていったらいいのかということについて話し合いをすすめてきました。

「多様性こそ人類の宝」と言われますが、そのまちの特性に応じて自治基本条例にも様々なものがあります。

合併して5年目、10万人都市のふじみ野市は、歴史の景観が残っていたり商店街に活気があったり、人間的な雰囲気のあるまちだと感じます。

各分野から集まった6人の市民委員は、その経験と熱意をもってふじみ野市のまちづくりについて色々な意見を出し合い、この提言書の提出に至りました。

その過程では、市職員によって構成されたふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会とも意見交換を行い、多角的な視点から検討した事項も含まれています。

立場の違いこそありますが、各委員・職員が共有する地元を愛する気持ちに変わりはありません。

この提言書をもとに、ふじみ野市らしさを大切にして、これからどういうまちにしていきたいのかを考えながら自治基本条例の策定につなげていただければ幸いです。

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会  
会長 荒木 正見

## 1 自治基本条例の策定を提言するに至った経緯

### (1) 時代背景

平成12年の地方分権改革以降、国と地方自治体との関係は上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限は大きくなりました。

これに伴い、「地域のことは地域で決める」自己決定・自己責任の重さも増え、各自治体は画一的で均等な運営から、地域の実情に合わせた自主・自立性を持った自治体運営を求められるようになりました。

### (2) 「まちのあり方」を定める必要性

時代の急速な変化により市民ニーズが多様化し、従来の公共サービスの担い手である行政だけでなく、NPOや市民活動団体による、専門的な新しい公共サービスの提供が求められるようになりました。

このような状況の中、市民・市議会・行政が協働していく上での役割、効率的で持続可能な自治体経営における市民の参加や情報共有の方法など、これからの「まちのあり方（市の基本理念・運営方法など）」を定める必要性が生まれてきました。

### (3) ふじみ野市の現状

ふじみ野市は平成17年10月に旧上福岡市と旧大井町が合併してできた比較的若いまちです。

都心近郊ということもあり、若い世代や子育て世代の流入により人口は増加傾向にはあるものの、その一方で高齢化も急速に進展しています。

旧市町の歴史と特色を尊重しながらも本市のこのような特徴を活かし、世代を越えた市民の融和により新たな文化と活気を育んでいく必要があると思います。

このような要請の中、協働のまちづくりは、総合振興計画において、ふじみ野市の将来像を実現するために実施する分野別の各施策の根底に流れる重要な考え方として位置づけられています。そして、協働のまちづくりを実現するために、市民自治の拠り所となるまちのあり方や市民参画のルールを定めたいわゆる自治基本条例の策定が前期5ヵ年計画においても求められています。

#### (4) 自治基本条例とは

この「まちのあり方」を定める条例（いわゆる「自治基本条例」）には、市民・市議会・行政といった自治主体の権利や責務を定めるほか、行政運営上掲げるべき理念、それを担保する制度、情報公開条例や個人情報保護条例などへの委任規定を設ける必要があります。

そして、「まちのあり方」の基本原則を定めるという性質から、数ある自治体の法規の中でも最高規範として位置づけ、この条例を頂点とした法体制を順次整えていく必要があります。

さらに、この条例は制定することが目的なのではなく、この自治基本条例を拠り所としながら市民のみなさんが市議会・行政と協働して住みよいまちづくりに積極的に参加していくことが期待されています。

それには、日々刻々と変わる社会情勢と照らし合わせて条例の見直しを定期的に行うことで、実際の市民参加を促しやすいような柔軟性をもたせることも必要となります。

## 2 市民検討組織のあり方

### (1) 市民検討組織の作り方

条例案を検討していく組織は、「徹底的に議論をして条例案を策定していく作業に参加できる人」を唯一条件とし、ふじみ野市のまちづくりに熱意のある人を定数制限なくたくさん集めるために公募することを提案します。

募集対象は外国籍を含む高校生以上のふじみ野市内在住・在学・在勤・在活動者がいいと思われます。

その一方で、集まる人の分野や団体に偏りがでないように、かつ有識者が参加できるように、事前に様々なところにはたらきかけることが必要です。

なお、将来を担う中学生以下のこどもたちの意見については、作文・絵のコンクール・ワークショップ・勉強会などを通して取り入れていきたいと考えます。

### (2) PR活動（組織立ち上げ前）

市民検討組織公募前は、ふじみ野市のまちづくりに意欲のある人を集めるため、条例の必要性などを十分に周知する必要があります。

そして、PR活動ではイラスト・写真・キャッチフレーズを使って分かりやすくすることを心掛けることが大切だと思われます。

#### PRの方法例

|    |   |
|----|---|
| 期間 | 市民検討組織立ち上げ前   |
| 方法 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 総会、イベント（おおい祭り・上福岡七夕まつりなど）、街頭でチラシや啓発物資（ウェットティッシュ・クリアファイル）を配布する。</li><li>・ 市報、市ホームページ、市広報板、のぼり旗、横断幕、懸垂幕</li><li>・ 全庁説明会（職員向け）</li></ul> |

### 3 条例案策定の視点

#### (1) 市民検討組織の構成

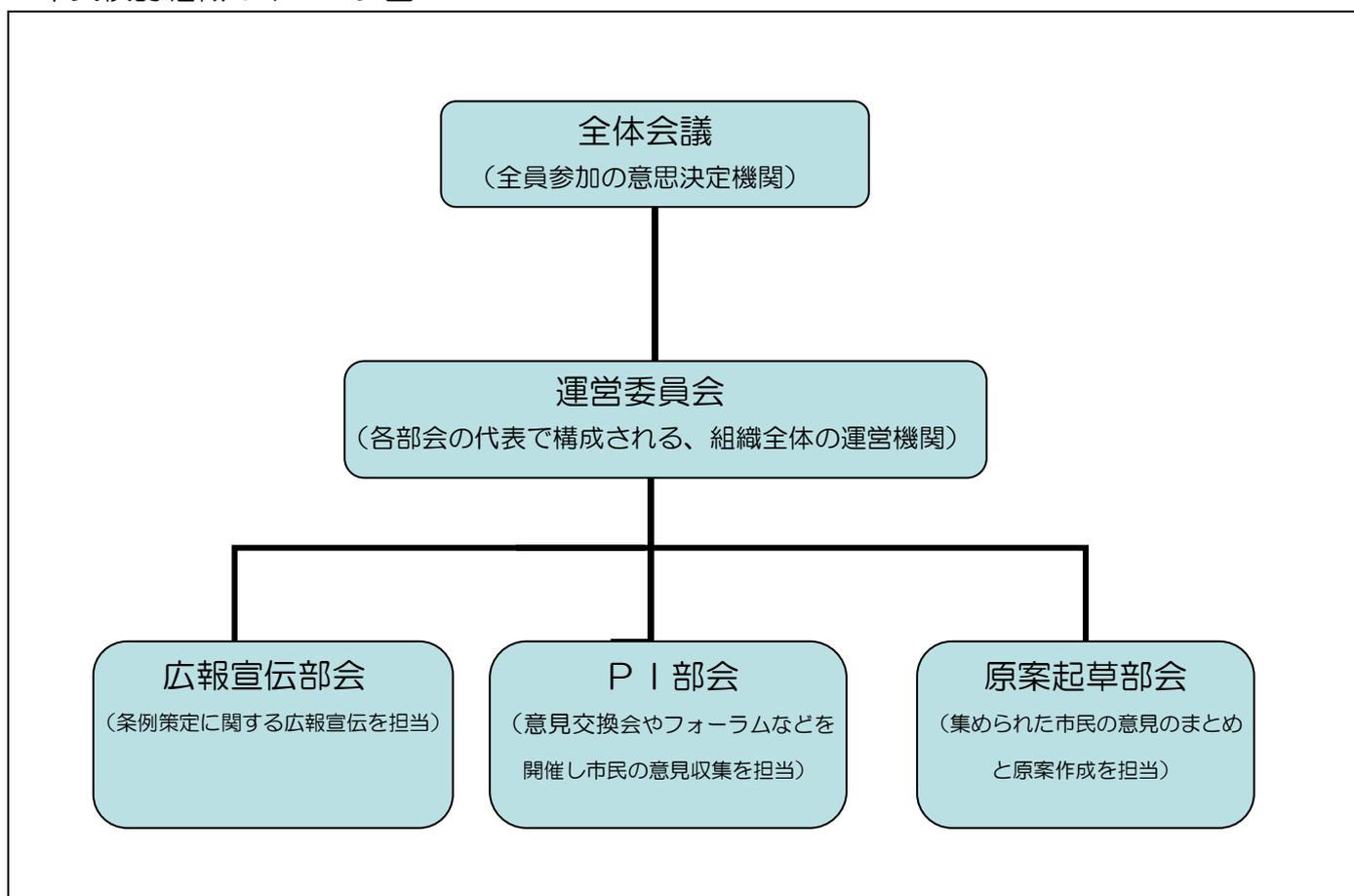
##### ① 部会構成例

全体会議・運営委員会・広報宣伝部会・P I 部会・原案起草部会など。

(市民検討組織のイメージ図参照)

このほか、部会の下にチームを作るなど、状況に応じて柔軟に対応できる体制を決めていくことが望ましいと考えます。

市民検討組織のイメージ図



##### ② 審議会などの必要性

原案は、市民の意見を取り込みながら、市民によって構成された検討組織により策定されていく方法をとるため、その内容は市民の意見が十分反映されたものにな

ることが想定されています。

しかし、市民全体の視点から見たときに、その内容に極端な偏りが無いか、また専門的観点から問題は無いのかという客観的な講評を仰ぐ余地を設けることも必要と考えます。

労力をかけて市民が作った原案の趣旨を変えることの無いように配慮しつつ、本来の意味で市民目線での内容が盛り込まれているのかを確認するためにも、専門的・客観的立場から原案の内容を講評できる組織（審議会など）を関与させる余地が必要と思われます。

## （２）条例案の策定方法

市民の意見を広く取り込む方法（パブリックインボルブメント※）で条例原案まで策定することが望ましいと考えます。

そのためには、町会・自治会・町内会、NPOなどさまざまな分野の市民活動団体を対象に、意見交換会等を開いて意見を集めていく必要があります。

また、市民の意見を集める前には、意見収集の目的や集める意見の目標値を定めておくほか、市民検討組織の委員も、意見交換会等を運営するためのスキルを学ばなくてはなりません。

なお、意見交換会等に参加できない市民からの意見を取り込む方法も別途考えておく必要があります。

### 意見収集の方法例

- ・イベント（シンポジウム、フォーラム）
- ・メールマガジン
- ・広報で募集し、集まって話し合ってもらう方法。
- ・市内各地域へ出向く方法（出前講座、インタビュー）
- ・街頭キャンペーン
- ・無作為抽出による市民参加

など

※ パブリックインボルブメントとは・・・計画の策定にあたり、広く市民に意見を聞き、計画に反映させる市民参加の方法。アイデアを集めるという段階から調整し、完成に至るまでの裾野の広い市民からの意見の集め方のこと。

### (3) 市議会との関わり方

市民を代表する市議会に関する条例項目の定め方や、市議会の条例策定への関わり方には様々な方法があるため、相互連絡や調整を図ったうえで最良の方法を採用する必要があります。

### (4) 行政との関わり方

#### ① 市との関係

→対等

市民検討組織については、従来のように定められた要綱の中で運営されるより、市とパートナーシップ協定※を結び、条例案策定においては市と対等であることを確認した上で活動をするという形が望ましいと思われますので、具体的には、市民検討組織が立ち上がってから項目内容を調整し、市と協定を締結していくことになると考えます。

※ パートナーシップ協定とは・・・条例案策定における市民検討組織の役割、市の役割、さらに策定された条例案の取り扱いについて定めたもの。

#### ②市職員との関係

市は、市民検討組織を支え関係組織との連絡調整を図る事務局と、市民検討組織の立ち上がりから一体となって条例策定に参加する職員組織を設置する必要があります。

職員組織には、策定後の条例に関わりをもつと思われる年齢層から公募と推薦を取り合わせて選出することが望ましいと考えます。

### (5) 条例の名称について

「まちづくり」では都市計画と混同される可能性があるため、正式名称が決まるまでは、サブタイトルやキャッチフレーズをつけて「自治基本条例」を使用していくことが望ましいと思います。

## キャッチフレーズ

「市民がきめる まちのあり方  
ふじみ野市・自治基本条例」

### (6) PR活動（組織立ち上げ後）

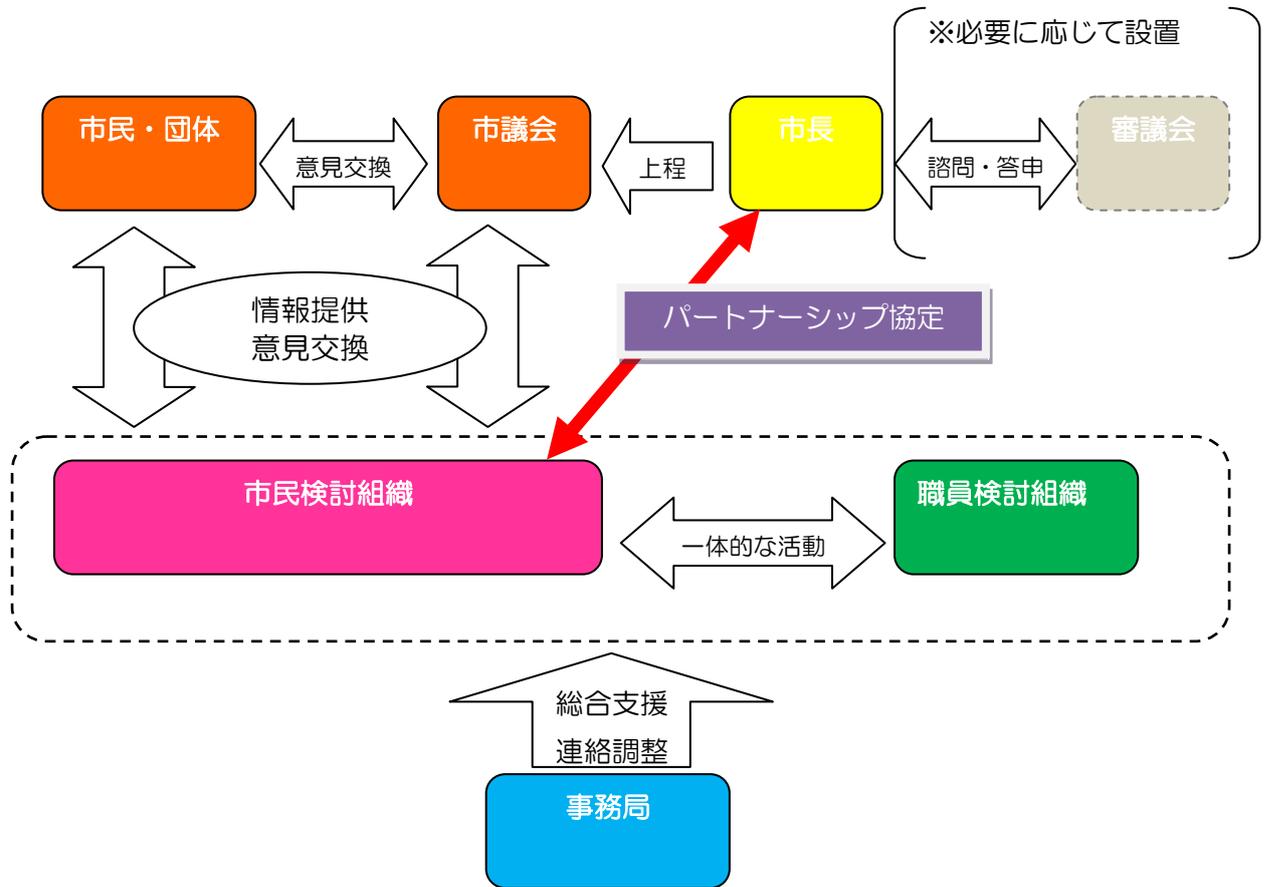
市民検討組織立ち上げ後は、その活動内容を常時発信し、まちづくりに対する市民の意見の醸成を図るようする必要があります。

そして、PR活動ではイラスト・写真・キャッチフレーズを使って分かりやすくすることを心掛けることが大切だと考えます。

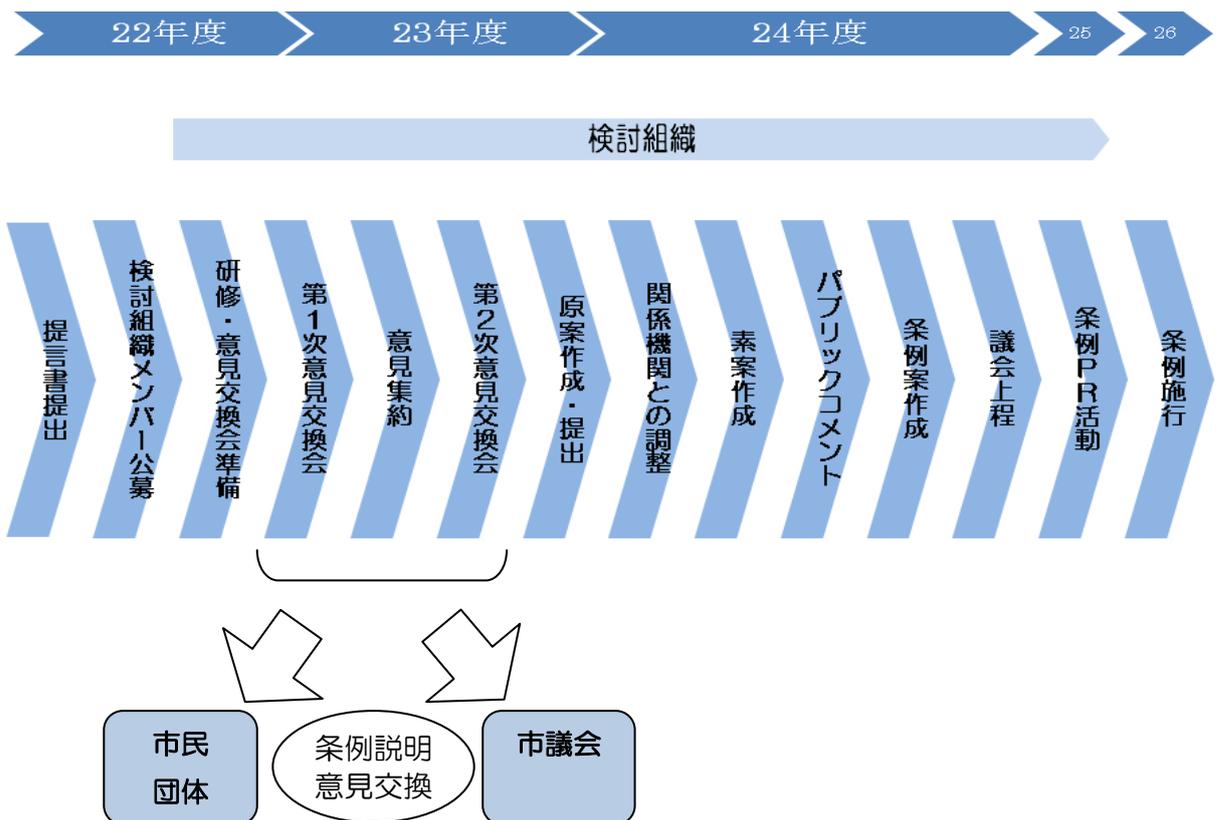
#### PRの方法例

|        |  |
|--------|--|
| 期<br>間 | 市民検討組織立ち上げ後  |
| 方<br>法 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 総会、イベント、街頭でチラシや啓発物資を配布する。</li><li>・ 市報、市ホームページ、市広報板、のぼり旗、横断幕、懸垂幕</li><li>・ 全庁説明会（職員向け）</li></ul> |

(7) 関係組織等との関わり方



(8) 条例策定計画（案）



会議経過

| 回   | 日付             | 市民準備会  | 日付            | 職員研究会   |
|-----|----------------|--|---------------|---|
| 第1回 | 平成22年<br>1月16日 | ・市民準備会の役割について  | 平成22年<br>1月8日 | ・職員研究会の職務について   |
| 第2回 | 2月10日          | ・まちづくり基本条例について（ニセコ町の取り組み）<br>・他自治体の事例について<br>・市民検討組織のあり方について       | 2月16日         | ・まちづくり基本条例について（ニセコ町の取り組み）<br>・他自治体の事例について<br>・市民検討組織のあり方について                |
| 第3回 | 3月10日          | ・市民検討組織のあり方について<br>・市民検討組織の立ち上げまでのPRについて                           | 3月9日          | ・市民検討組織のあり方について   |
| 第4回 | 4月14日          | ・市民検討組織の立ち上げまでのPRについて<br>・市民検討組織をサポートする職員組織について<br>・市民検討組織活動計画について | 4月13日         | ・市民検討組織の立ち上げまでのPRについて<br>・市民検討組織をサポートする職員組織について                             |
| 第5回 | 5月12日          | ・提言書の内容について  | 5月7日          | ・市民検討組織に関わる職員組織について<br>・市民検討組織活動計画について<br>・職員研究会の報告書について<br>・市民準備会からの要望について |
| 第6回 | 5月28日          |  |               |   |